

平成17年10月28日  
国土交通省

## 建設業における石綿被害の実態把握について

### 1. 目的・経緯

「アスベスト問題への当面の対応」においては、アスベストによる健康被害等の情報把握について積極的な情報提供に努める旨としているところです。

国土交通省においては、8月26日、建設業関係団体に情報提供を要請し、今般、状況を把握することができましたので公表します。

### 2. 調査内容

#### 1. 調査対象

(社)日本建設業団体連合会	(社)日本土木工業協会
(社)建築業協会	(社)全国建設業協会
(社)全国中小建設業協会	(社)住宅生産団体連合会
(社)全国解体工事業団体連合会	(社)建設産業専門団体連合会
(社)日本空調衛生工事業協会	(社)日本電設工業協会

の10団体に傘下会員の情報提供を依頼し、報告をいただきました。

#### 2. 調査項目

- (1) 従業員等の健康被害の状況等
- (2) 石綿の取扱状況、従業員の石綿の接触機会

### 3. 調査結果

#### (1) 健康被害（別紙参照）

従業員（元従業員を含む）の石綿による疾病者数は、24名。うち亡くなられた方は、14名。（全て労災認定済又は申請中）

従業員の家族の健康被害についての報告はありませんでした。

（参考）厚生労働省公表石綿ばく露による労災認定業種別件数（平成16年度以前公表）  
建設業 認定件数 228人

#### (2) 石綿の取扱状況、従業員の石綿の接触機会の概要

建設現場においては、例えば、建築物においては、かつて耐火被覆材として吹き付けが使用されたり、天井、壁、屋根材にアスベスト含有製品が使用されており、

### 4. 当省の対応

- (1) 7月14日付けで、建設業関係団体に対し、建設業における石綿による従業員等の健康障害防止等を一層促進するため、労働安全衛生法や大気汚染防止法等の関係法令の遵守について傘下会員に対して周知徹底するよう依頼しました。
- (2) 11の建設業関係団体に対し、関係法令の遵守の徹底及び、健康管理手帳制度や労災補償制度の周知徹底を求める行動計画の作成を求め、石綿使用建築物の解体に関する講師の養成、講習会の実施する等の報告を受け、9月29日に行動計画の取りまとめ結果について発表を行いました。
- (3) 今後とも、本調査の結果を関係省庁に提供するとともに、引き続き関係省庁や関係団体と連携して、適切な対応を行うこととしております。

## 建設業における石綿被害の実態把握

調査の依頼先	調査対象事業者等	回答数(注1)	従業員の疾病者数		家族等の疾病者数
				うち死亡者数	
(社)日本建設業団体連合会					
(社)日本土木工業協会	161 社	161 社	5(注2)	3(注2)	0
(社)建築業協会					
(社)全国建設業協会	26,370 社	5,886 社	8	4	0
(社)全国解体工事業団体連合会	1,650 社	1,650 社	0	0	0
(社)全国中小建設業協会	826 社	630 社	0	0	0
(社)建設産業専門団体連合会	56,467 社	13,568 社	6	3	0
(社)住宅生産団体連合会	1,174 社	688 社	0	0	0
(社)日本空調衛生工事業協会	6,868 社	3,305 社	6	4	0
(社)日本電設工業協会	406 社	171 社	2	2	0
合計	93,922 社	25,888 社	24(注3)	14(注3)	0

依頼先団体において調査した結果を、国土交通省で集計。

注1) 調査対象事業者等の中で、公表時点で有効な回答があった数です。

(団体会員としての回答があったものについては、当該団体の構成企業数を積み上げています。)

注2) 全国建設業協会回答分と3名(うち死亡2名)が重複しています。

注3) 合計では、重複分を除いています。